

名古屋市教育委員会定例会

令和 4 年11月22日
午前11時00分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 令和 4 年度一般会計補正予算に関する専決処分について（承認第 1 号）
- 日程 2 指定管理者の指定に関する専決処分について（承認第 2 号）
- 日程 3 指定管理者の指定に関する専決処分について（承認第 3 号）
- 日程 4 教職員人事に関する専決処分について（承認第 4 号）
- 日程 5 名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について

出席者

坪 田 知 広 教育長
船 津 静 代 委 員
鎌 田 敏 行 委 員
中 谷 素 之 委 員
栗 生 万 琴 委 員

教育次長始め、事務局員17名 ※傍聴者 0 名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

まず、本日の議事についてですが、新たに「名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について」を日程第 5 として追加させていただきたく存じます。

次に、日程第 4、承認第 4 号「教職員人事に関する専決処分について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項第 1 号「職員の人事に関する事」に該当するため、日程第 5、「名古屋市いじめ問題再調査委員会条例の制定について」につきましては、規則同項第 3 号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

また、会議録につきましても、日程第 4 については非公開、日程第 5 については議会上程するまでは非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

(坪田教育長)

ではこれより、日程第 1、承認第 1 号「令和 4 年度一般会計補正予算に関する専決処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(中馬企画経理課長)

それでは、「令和 4 年度一般会計補正予算に関する専決処分について」説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料 1 枚おめくりいただきまして、1 ページ「補正予算の概要」をご覧ください。今回の補正予算は、光熱費関連といたしまして、合計 3 事項でございます。

まず始めに、「指定管理者光熱費等高騰対策支援金」でございます。右側概要欄にございますように、エネルギー価格の高騰に対応するため、指定管理者制度導入施設の光熱費等を支援するものであり、今回、対象となる施設と金額について掲げております。

続きまして、「施設の光熱費等」でございます。右側概要欄にございますように、エネルギー価格の高騰に伴いまして、直営施設の光熱費等を増額するものでございます。学校施設で計 16 億円余、博物館・科学館等の生涯学習施設で 1 億 4 千万円余、教育センター等の施設で 1,700 万円余の増額でございます。

恐れ入りますが、3 ページに参考資料がございますので、ご覧いただきたいと思います。横書きの資料でございます。補正予算の対象となる施設ごとに、「A 令和 4 年度予算額」、「B 令和 4 年度見込額」、「C 過不足額」及び「D 補正額」を表にまとめてお示しました。

「令和 4 年度見込額」につきましては、表の上部の箱の中に記載しましたとおり、全市統一の基準といたしまして、上半期は実際の支払額、下半期は上半期の支払額に対しまして、令和 3 年度における上半期から下半期への支払額の伸び率を乗じた金額により算定しております。

なお、表の下部の注意欄にありますように、色のついた施設につきましては、指定管理導入施設であり、また、直営施設につきましては、不足額が 100 万円以上の施設が、今回の補正予算の対象となっております。

恐れ入りますが、1 ページの「補正予算の概要」にお戻りください。次に、「私立幼稚園光熱費高騰対策支援金」についてでございます。

「1 趣旨」にございますように、国の「子ども・子育て支援新制度」に移行した園を除く私立幼稚園について、エネルギー価格の高騰に対応するため、光熱費の高騰分を補助するものでございます。ただし、愛知県からも光熱費に対する補助がございますので、県の補助金額を除いた金額を市として補助するものでございます。

「2 内容」でございますが、対象となる私立幼稚園は計 110 園で、補助対象期間は令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの 1 年間でございます。補助額につきましては、補助単価 3,600 円に各幼稚園の定員数を乗じた金額から、愛知県の補助額を差し引いた金額となっています。なお、110 園のうち 2 園につきましては、この計算式ではマイナスになることから、補助対象外となります。

恐れ入りますが、4 ページに参考資料がございますので、ご覧ください。対象となる私立幼稚園 110 園につきまして、行政区ごとに、積算内容を表にしてお示しいたしました。

「A 定員数」に「B 補助単価 3,600 円」を乗じた「C 合計」から、「D 県補助額」を差し引いた金額の「E 所要額」を補助するものでございます。なお、表の下部にもございますように、園ごとに補助額を端数調整したり、先ほどの計算式では、マイナスになる 2 園の所要額を 0 円として計算していることから、「E 所要額」の合計が一致しない行政区もございます。

恐れ入りますが、2 ページにお戻りください。最後に、「令和 4 年度予算について」でございます。教育委員会所管分の令和 4 年度当初予算額は「① 1,808 億 300 万円」ですが、6 月補正予算により「② 10 億 3,200 万円余」の増額となり、今回の 11 月補正予算の「③ 19 億 5,000 万円余」が成立いたしますと、令和 4 年度の現計予算額は合計で、1,837 億 8,800 万円余となるものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(船津委員)

ご報告ありがとうございました。特に問題があるわけじゃないんですけれども、ちょっと確認なんですけど、私立幼稚園への補助なんですけれども、県からの補助があつて、名古屋市でも補助するじゃないですか。金額を拝見すると、足りない分の方がやっぱり多くて、名古屋市の方が補助額が大きいところが結構あると思うんですけれども、これは、県が補助されて、県内には名古屋市以外にも市町村あると思うんですけれども、各市町村がやっぱり同じように補助されて、名古屋市もそうしますよって話なんですよ。県としては、元々足りない分のこのくらいは補助するけど、後は市町村で補填しなさいよっていう中で名古屋市の話を聞いているってことでよろしいでしょうか。

(津田学事課長)

ただいまの他の市町村の対応等踏まえて、愛知県全体で調整をとっているのかというご趣旨だったと存じますけれども、今回の件につきましては、他の市町村で同様な動きがあるというのは、聞いてはいないところでございます。あくまで、名古屋市の独自の対応ということで、補助を行うというようなものでございます。その考え方といたしましては、今、子ども・子育て支援法という制度の過渡期の中において、私立幼稚園というものは大きく私学助成園と呼ばれるものと、子ども・子育て支援法に基づく私立幼稚園と大きく二

つの類型がございますけれども、それぞれの私立幼稚園に関しまして、愛知県の所管部局は実は異なっておりまして、それぞれ補助の考え方に相違がございます。具体的にはですね、いわゆる新制度移行園と呼ばれる私立幼稚園の方が、むしろその補助額が大きいというところとなってございまして、その差を同じ私立幼稚園でありながらですね、愛知県の対応として、差が生じている点につきまして、名古屋市といたしましても、私立幼稚園もそうですし、今回、子ども青少年局は保育の部門の方を、同じように補助する形をとっておりますが、同じ幼児教育、保育をつかさどる施設の中でですね、そういった差が生じないように、名古屋市といたしましても、今回の国の交付金を活用させていただいてですね、その分の補助をさせていただくという考え方でございます。

(船津委員)

ありがとうございました。大変よくわかりました。

今、新制度移行園はどうなっちゃうのかなと思いましたが、そこのご説明もあつたので、よくわかりました。ありがとうございました。

(坪田教育長)

他にご意見もないようですので、日程第1、承認第1号「令和4年度一般会計補正予算に関する専決処分について」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

引き続き、日程第2に移りますので、職員の入替えをお願いします。

(坪田教育長)

次に、日程第2、承認第2号「指定管理者の指定に関する専決処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(吉田生涯学習課長)

承認第2号「指定管理者の指定に関する専決処分について」につきまして、説明いたします。

指定管理者の指定にあたりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があることから、教育委員会のご意見をお聞きするものでございますが、11月市会に提出する必要があつたため、専決処分にさせていただいたものでございます。

今回、指定管理者として指定いたしますのは、令和4年度で指定期間が終了する生涯学習センターで、中村・熱田・中川・港・南・緑・名東・天白の合計8施設でございます。

候補者の選定にあたりましては、名古屋市生涯学習センター条例及び同条例施行規則に

基づいて公募を行い、応募がありました 5 者、延べ10者について、指定管理者選定委員会において、審査を重ねてまいりました。

選定委員会では、条例に定める選定基準である「平等利用の確保」、「施設の設置目的の効果的達成」、「管理経費の縮減」、「物的及び人的能力」などについて、書類審査やヒアリング審査を行い、指定管理者の候補者を選出いたしました。

この結果、中村・熱田・港・南及び名東生涯学習センターの 5 施設には、公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会を、緑及び天白生涯学習センターについては、シンコーグループを、中川生涯学習センターについては、ホームックス株式会社を、それぞれ指定管理者として選定し、11月市会に議案として上程いたしました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(坪田教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 2、承認第 2 号「指定管理者の指定に関する専決処分について」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第 3 に移りますので、職員の入替えをお願いします。

(坪田教育長)

次に、日程第 3、承認第 3 号「指定管理者の指定に関する専決処分について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(平山図書館改革の推進担当主幹)

承認第 3 号「指定管理者の指定に関する専決処分について」につきまして、説明させていただきます。

指定管理者を指定するにあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があることから、教育委員会のご意見をお聞きする必要がございます。このことについて、教育長等専決規則第 1 条第 3 項の規定により、令和 4 年11月11日に専決処分により決定しました。つきましては、教育長等専決規則第 1 条第 3 項のただし書の規程により、教育委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。

今回公募した施設は、東、中村、富田、守山、志段味、緑、徳重、名東、天白図書館の 9 施設でございます。このうち、中村、富田、志段味、緑、徳重の 5 館につきましては、

すでに指定管理者制度を導入しております。東、守山、名東、天白の4館につきましては、今回が初めての募集となります。

募集の形態としては、天白は1館のみで募集、そのほかは2館一括で指定管理者を募集いたしました。2館の組み合わせにつきましては、東と名東、中村と富田、守山と志段味、緑と徳重でございます。

候補者の選定にあたりましては、5名の外部委員による指定管理者選定委員会図書館部会におきまして、書類審査及びヒアリング審査を行いました。これにより、東及び名東図書館につきましては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、中村及び富田図書館につきましては、ホームックス株式会社、守山及び志段味図書館につきましては、名古屋TRC・長谷工グループ、緑及び徳重図書館につきましては、同じく名古屋TRC・長谷工グループ、天白図書館につきましては、ナカバヤシ株式会社を指定管理者として選定し、11月市会に議案として上程いたしました。

なお、指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問をお願いいたします。

(坪田教育長)

特にご意見もないようですので、日程第3、承認第3号「指定管理者の指定に関する専決処分について」につきましては、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(坪田教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

引き続き、日程第4に移ります。職員の入替えをお願いします。

日程第4から第5にかけては非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途決裁。

午前11時42分終了